

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第199号)

平成14年3月29日

平成 14 年 3 月 29 日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 19 条

第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 12 年 9 月 26 日中地福第 73 号及び中保護第 35 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の法外援護費貸付金調書」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の前貸台帳」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費支給証保管原簿と保管書」の却下決定に対する異議申立てについての諮問
- (4) 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費の支給方法変更依頼書」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (5) 「平成9, 10年度中福祉事務所所管の生活保護決定処分についての審査請求書副本」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (6) 「平成9, 10, 11年度分の保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」の却下決定に対する異議申立てについての諮問
- (7) 「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号索引簿」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (8) 「平成12年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成12年度中区保護課所管のケース番号索引簿」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- (9) 「平成12年度分の保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」の却下決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次の各文書を非公開とした決定は、妥当である。

ア 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の法外援護費貸付金調書」

イ 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の前貸台帳」

ウ 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費の支給方法変更依頼書」

エ 「平成9, 10年度中福祉事務所所管の生活保護決定処分についての審査請求書副本」

オ 「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号索引簿」

カ 「平成12年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成12年度中区保護課所管のケース番号索引簿」

(2) 横浜市長が、次の各文書を公文書不存在として却下した決定は、妥当である。

ア 「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費支給証保管原簿と保管書」

イ 「平成9, 10, 11年度分の保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」

ウ 「平成12年度分の保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10, 11年度中福祉事務所所管の法外援護費貸付金調書」（以下「文書1」という。）、「平成10, 11年度中福祉事務所所管の前貸台帳」（以下「文書2」という。）、「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費の支給方法変更依頼書」（以下「文書3」という。）、「平成9, 10年度中福祉事務所所管の生活保護決定処分についての審査請求書副本」（以下「文書4」という。）、「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成9, 10, 11年度中区保護課所管のケース番号索引簿」（以下「文書5」という。）、「平成12年度中区保護課所管のケース番号登載簿」及び「平成12年度中区保護課所管のケース番号索引簿」（以下「文書6」という。）、「平成10, 11年度中福祉事務所所管の生活保護費支給証保管原簿と保管書」（以下「文書7」という。）、「平成9, 10, 11年度分の保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」（以下「文書8」という。）並びに「平成12年度分の

保護費支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書（中福祉事務所分）」（以下「文書9」という。）（以下文書1から文書9までを総称して「本件申立文書」という。）の公開請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、文書1から文書4まで及び文書6について平成12年5月19日付で、並びに文書5について平成12年3月27日付で行った非公開決定並びに文書7及び文書9について平成12年5月19日付で、及び文書8について平成12年3月27日付で行った却下決定の取消しを求めるというものである。

### 3 実施機関の非公開及び却下理由説明要旨

文書1は横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号、第3号及び第6号に、文書2は同項第1号に、文書3は同項第1号及び第3号に、並びに文書4から文書6までは同項第1号及び第6号に該当するためそれぞれ非公開とし、文書7から文書9までは、旧条例第2条第2号に該当する公文書が存在しないとして却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

#### (1) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 文書1は、法外援護費貸付金貸付の対象となった要保護者又は被保護者が貸付けを申請し、借用している又は借用した事実を証する個人ごとに作成される、全体として個人に関する文書であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

イ 文書2は、要保護者又は被保護者に法外援護費貸付金の貸付けを行った、又は返済を受けた経過を記録する文書である。要保護者又は被保護者の債務についての個人に関する情報が記録されており、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

ウ 文書3には、被保護者の住所・氏名・口座情報等が記録されている。これらすべて、被保護者の生活保護費受給に関するプライバシー情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

エ 文書4には、審査請求人（個人）の生活保護法（昭和25年法律第144号）上の論理的な主張や事実とともに、個人の心情、思想、健康状態の訴えなどが自筆で書きつづられており、全体として一体不可分の、生活保護決定処分に対する個人の意見表明になっている。

審査請求書は、まさに審査請求人個人の人格と密接なプライバシー情報であり、

特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

オ 文書5及び文書6のうちケース番号登載簿は、生活保護ケースの保護開始・廃止等の記録を行うもので、ケース番号・氏名・住所が記録されており、また、ケース番号索引簿は、当該年度に廃止等となったケースの保護に関する記録であり、ケース番号・氏名・住所・保護開始・廃止等の年月日が記録されており、これらはすべて個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

(2) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

ア 文書1は、本件対象文書のうち、申請者氏名・住所、ケース番号等の直接特定の個人が識別される個人に関する情報を非公開として、その他の情報を公開すると、当該個人の債務についての情報が明らかとなり、個人の財産権が侵害されるおそれがある。

イ 文書3には、被保護者の口座番号が記録されており、公開すると個人の財産が侵害されるおそれがある。

(3) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 文書1は、直接特定の個人が識別される個人に関する情報を非公開として、その他の情報を公開すると、要保護者又は被保護者のプライバシー情報が守られないこととなり、債務者個人と債権者となる実施機関との信頼関係を損なうおそれがあり、ひいては法外援護費貸付事業の円滑な運営に支障をきたし、当該事業の目的が損なわれる。

イ 文書4は、個人の氏名等を除き、審査請求書の副本のその他の情報を公開すると、審査請求の内容自体が当該個人の固有の事情によるものであることから、審査請求人の個人が識別される可能性がある。こうした場合には、福祉事務所と審査請求人との間の信頼関係が損なわれ、その後の生活保護事業実施上の関係性を保つことが困難になる。そして、審査請求は生活保護決定処分に不服を述べる権利であり、他人の公開請求により開示されるならば、この権利の行使を抑制することになり、この結果、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある。

ウ 文書5及び文書6は、生活保護受給の有無についてのプライバシー情報であり、開示される場合には、被保護者と福祉事務所との間の信頼関係が損なわれることとなり、生活保護実施上の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 旧条例第2条第2号の該当性について

## ア 文書7について

横浜市生活保護費支給事務取扱規則（昭和29年9月横浜市規則第50号。以下「規則」という。）第4条第1項には、生活保護費支給証（以下「支給証」という。）は原則として、生活扶助費のうち居宅扶助費、教育扶助費及び住宅扶助費を支給するとき交付すると規定されている。中福祉事務所においては、被保護者にすべて支給証を交付しており、請求者がいう「保管原簿」・「保管書」なる文書は作成していない。

したがって、中福祉事務所では、請求内容に該当する文書を作成し、又は取得しておらず、旧条例第2条第2号に該当する公文書は存在しない。

## イ 文書8及び文書9について

生活保護支給事務においては、規則第4条第3項の規定に従って、受給者は生活保護費の受領に用いる印鑑をあらかじめ届け出て、生活保護費受領の際は、支給証に印鑑を添えて区収入役に提示しなければならない。また、規則第6条の規定に基づき、区収入役は、生活保護費支給の際受給者から支給証及び印鑑の提示があったときは、提示された印鑑が、支給証に使用されている印鑑であること、及びあらかじめ届け出た印鑑と同一であることを確認している。

申立人のいう用紙は、受給者が提示した印鑑の印影と支給証の届出印の印影とが同一かどうか確認するためのもので、支払終了後は不要となるので、直ちに廃棄している。

したがって、旧条例第2条第2号に該当する「公文書」は存在しない。

## 4 異議申立人の非公開及び却下決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非公開及び却下決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「処分を取り消す」との決定を求め、文書の閲覧及び交付を求める。
- (2) 実施機関は旧条例第9条第1項第1号及び第6号に該当するとして非公開処分し、「個人情報」及び「支障が生じるおそれがある」等の理由を示すが、単に抽象的に「支障が生じるおそれ」や「個人情報」を示すだけでは条例が要求する理由としては十分ではなく要件を欠く瑕疵そのものであることから、実施機関の非公開決定は旧条例第3条及び第9条第2項に違反している。
- (3) 実施機関が示す「決裁・供覧は行っていないので、旧条例第2条第2号に規定する

公文書ではない」という理由による却下処分は、旧条例第2条第2号、第3条及び第9条第2項に違反しており、取消しは免れない。

- (4) 公金の適正な執行を確認するため公文書の公開請求をしたもので、不必要な非公開処分は、市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。
- (5) 関係者の財産権が侵害されるおそれはなく、実施機関は旧条例第7条第5項の第三者の意見を聴いていない。
- (6) 旧条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、実施機関の主張は市民を不当に疑うものである。
- (7) 生活保護費及び被保護者数並びにその実施事実確認のため、被保護者名及びケース番号を除き、本件申立文書を公開すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は、旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市が行っている生活保護の関連文書であり、法外援護費貸付金調書、前貸台帳、生活保護費支給方法変更依頼書、生活保護決定処分についての審査請求書副本、生活保護費支給証保管原簿と保管書、保護支給日に被保護者の印鑑を受け取った職員がB4サイズ大の用紙に順次押印した文書、ケース番号登載簿及びケース番号索引簿であることが認められる。

### (3) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1から文書6までについて、本号に該当するとして非公開としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1は、法外援護費貸付金の貸付対象となった要保護者又は被保護者が、貸付けを申請し、借用している又は借用した事実を証するもので、個人ごとに作成される帳票であり、貸付けを申請した個人の申請年月日、氏名、住所、前貸理由、借用

書欄（借用年月日，金額，記名，押印），前貸調書，決裁欄，返済予定日，ケースワーカー番号，備考欄，ケース番号，カタカナ姓名，新規・継続の別，貸付金額，保護係長印，貸付回数，返済金額等の情報が記録されていることが認められる。

したがって，文書1に記録されている情報は，特定の個人に援護費を貸付けた事実や手続に関する情報であり，特定の個人を識別することができるか，又は，特定の個人を識別することができないとしても，当該情報は，あたかも患者のカルテと同様に，文書に記録されている情報自体が，個人のプライバシーに関する情報であって，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 文書2は，要保護者及び被保護者からの申請を受けて貸付けを行った前貸金の債権管理を行うための台帳であり，各ページごとに貸付けを受けた複数の個人の氏名（フリガナ・漢字），貸付日付，貸出金額，返済日付，返済金額，貸出合計額，返済合計額，台帳番号，ケース番号及び担当ワーカー等の情報が，ケース番号順など一定の規則性のもとに記録されており，前貸金の貸付けに関する内容が具体的に把握できるものであることが認められる。

したがって，文書2は，いずれも生活保護費を受給している個人の前貸金に関する情報が，一定の規則性のもとに記録されている集合票であり，記載順や貸付けの内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

オ 文書3は，窓口払・口座振替・現金送金の3種類ある生活保護費の支給方法のうち，居宅口座振込を希望する場合，口座振込みから窓口払いに変更を希望する場合に徴収する個人単位の文書であり，生活保護費の支給方法を選択した個人の住所・氏名・口座情報（金融機関名，支店名，口座種別，口座番号，口座名義人，フリガナ），依頼年月日，変更年月日等の情報が記録されていることが認められる。

したがって，文書3に記録されている情報は，いずれも個人が選択した生活保護費の支給方法に関する情報であって，特定の個人を識別することができるか，又は，特定の個人を識別することができないとしても，当該情報は，あたかも患者のカルテと同様に，文書に記録されている情報自体が，個人のプライバシーに関する情報であって，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

カ 文書4は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第9条の規定により審査庁

(神奈川県知事)に提出された生活保護決定処分に関する審査請求書正副二通のうち、審査庁から処分庁(福祉事務所長)に送付された副本であることが認められる。

審査請求は、行政不服審査法により行政庁による不利益処分又は不作為について、不服がある者がすることのできるものであり、審査請求書は、不利益処分又は不作為に対する審査請求人の個人の意見で構成されている。

したがって、文書4は、記載内容の全体が作成者の個人に関する情報であり、その記載内容から特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

キ 文書5及び文書6のうちのケース番号登載簿は、生活保護ケースの保護開始・廃止等の記録を行うもので、ケース番号、氏名、住所、保護開始・廃止年月日等の情報が、また、文書5及び文書6のうちのケース番号索引簿は、当該年度に廃止等となったケースの保護に関する記録であり、ケース番号・氏名・住所・保護開始・廃止等の年月日等の情報がケース番号順などそれぞれ一定の規則性のもとに記録されていることが認められる。

したがって、文書5及び文書6は、個人の生活保護の開始・廃止等に関する情報が一定の規則性のもとに記録されている集合票であり、記載順や内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

ク なお、上記ウからキで述べた本文に該当するとした情報は、いずれも旧条例第9条第1項第1号かっこ書に規定する「公開することが公益上特に必要と認められるもの」には該当しない。

#### (4) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第3号は、「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書3について、本号に該当するとして非公開としているが、文書1及び文書3は、当該文書全体が旧条例第9条第1項第1号に該当し、公開しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

#### (5) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第6号は、「市・・・が行う・・・職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより・・・関係当事者間の信頼

関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は公開しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、文書 1 及び文書 4 から文書 6 までについて、本号に該当するとして非公開としているが、文書 1 及び文書 4 から文書 6 までは、当該文書全体が条例第 9 条第 1 項第 1 号に該当し、公開しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 文書 7 から文書 9 までの不存在について

ア 文書 7 について

文書 7 は、規則第 4 条第 1 項により、生活扶助費のうち居宅扶助費、教育扶助費及び住宅扶助費を支給するときに、保護決定通知書に添えて受給者に交付しなければならないとされている支給証を、実施機関が被保護者にいったん交付した後に、なんらかの理由により、被保護者から預かった場合の保管帳簿及び預かり書であると思われる。

実施機関は、被保護者にすべて支給証を交付しており、申立人がいう「保管原簿」及び「保管書」なる文書は作成していないと主張している。そこで、当審査会は、支給証の交付及び保管について確認するため、平成13年 4 月 6 日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、支給証は、居宅扶助費、教育扶助費及び住宅扶助費を支給するときには、必ず交付しているが、多数の被保護者が居住する地区の被保護者への保護費支給に当たっては、事務の円滑な執行と被保護者の受領確認を正確に行うため、初回支給後、いったん交付した支給証を本人の承諾を得た上で預かっている。

また、支給証の管理状況は、保護費支給事務に使用する集合命令金額債権者表に押印された被保護者印で確認することができ、預かった支給証は、集合命令金額債権者表ごとに整理され、所内金庫に保管されていることが認められた。

したがって、中福祉事務所における支給証保管事務は、被保護者の生活指導や円滑な支給事務を確保するため、保護費を支給する際の一連の事務として処理されており、また、その取扱いについて、規則等で定められていないことから、文書 7 を作成していないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

イ 文書 8 及び文書 9 について

文書 8 及び文書 9 は、規則第 4 条第 3 項に基づき、保護費支給日に被保護者から

提示された印鑑を白紙に押印したものであることが認められる。

実施機関は、支払終了後には不要となるため、直ちに廃棄していると主張している。そこで、当審査会は、当該文書について確認するため、平成13年4月6日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、生活保護費の受給者は、規則第4条第3項に基づき、保護費の受領に用いる印鑑をあらかじめ福祉事務所に届け出て、保護費受領の際に、区収入役に支給証と印鑑を提示しなければならない。また、区収入役は、規則第6条の規定により、支給証及び印鑑の提示があった場合は、提示された印鑑が支給証に押されている印鑑であることを確認しなければならず、白紙に印鑑を押してその印影を確認していることが認められた。

したがって、当該文書は、印影を確認するために便宜的に使用した紙片であり、印影の確認が終了すれば、保存する必要のないものであるから、当該文書は、印影の確認のために使用し、使用后、直ちに廃棄しているものであり、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、管理しているものには該当しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

ウ なお、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、旧条例第7条第5項の規定に反していると主張しているが、条例の規定は、対象文書に第三者に関する情報が記録されているときに、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができるものであって、実施機関に対して第三者の意見を聴くことを義務付けるものではないから、このような主張には理由がない。

エ また、申立人は、旧条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、旧条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めた規定であって、当該規定をもって、旧条例第9条第1項各号の規定に該当する情報を公開する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

## (7) 結 論

以上のとおり、実施機関が文書1から文書6までを旧条例第9条第1項第1号に該当するとして、非公開とした決定及び文書7から文書9までを旧条例第2条第2号に該当する公文書は存在しないとして、却下した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年 9 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年10月27日 (第 234 回 審 査 会)	・ 諮問の説明及び部会で審議する旨決定
平成12年11月17日 (第 1 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成12年12月13日 (第 2 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成 13 年 1 月 4 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年 3 月 16 日 (第 3 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成 13 年 4 月 6 日 (第 4 回 審 査 会 部 会)	・ 実施機関から事情聴取
平成 13 年 5 月 18 日 (第 5 回 審 査 会 部 会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審 議
平成 13 年 7 月 6 日 (第 6 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成 13 年 12 月 14 日 (第 13 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成 14 年 1 月 18 日 (第 14 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議
平成 14 年 2 月 1 日 (第 15 回 審 査 会 部 会)	・ 審 議